

専利代理管理弁法

(2019年4月4日国家市場監督管理総局令第6号公布 2019年5月1日より施行)

第一章 総則

第一条 専利代理行為を規範化し、委託者、専利代理機構及び専利代理師の合法的權益を守り、専利代理業界の正常な秩序を保ち、専利代理業界の健全な発展を促進するために、「中華人民共和国専利法」「専利代理条例」及びその他の関連法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 国家知識産権局と各省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、法により専利代理機構及び専利代理師に対して管理と監督を行う。

第三条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、「公平・公正・公開的、法により秩序正しく、透明性があり効率的」という原則に従って専利代理業務活動に対し検査と監督を行わなければならない。

第四条 専利代理機構及び専利代理師は、法により全国的若しくは地方的な専利代理業界組織を設立し、又はそれに参加することができる。専利代理業界組織は社会団体であり、専利代理師の自律的組織である。

専利代理業界組織は専利代理業界の自律規範を制定しなければならず、業界の自律規範は、法律、行政法規、部門規則に抵触してはならない。専利代理機構及び専利代理師は、業界の自律規範を遵守しなければならない。

第五条 専利代理機構及び専利代理師は、業務に従事するにあたり、法律、行政法規及び本弁法を遵守し、職業道徳、業務規律を謹んで守り、誠実・信用を重んじ、業務従事を規範化し、専利代理の質を高め、委託者の合法的權益を守り、専利代理業界の正常な秩序を保たなければならない。

第六条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、実際の状況に応じて、政策の制定、体制の構築等の措置を通じて、専利代理機構が零細企業及び無収入又は低収入の発明者、考案者、創作者のために専利代理援助サービスを提供するよう支援・指導することができる。

専利代理業界組織及び専利代理機構は、自身の資源を利用して専利代理援助業務を展開するよう奨励する。

第七条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、電子政務建設と専利代理公共情報の発表を強化し、専利代理管理システムを最適化し、専利代理機構、専利代理師及び公衆の事務処理、情報検索に利便性を提供しなければならない。

第八条 如何なる単位、個人も許可を得ずに、専利出願と専利権無効宣告等に関する業務を引き受けてはならない。

第二章 専利代理機構

第九条 専利代理機構の組織形態は、パートナーシップ企業、有限責任公司等でなければならない。パートナー、出資者は、中国公民でなければならない。

第十条 パートナーシップ企業形態の専利代理機構は、開業許可証を申請するにあたり、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

(一) 法律、行政法規及び本弁法第十四条の規定に合致する専利代理機構の名称を有すること。

(二) 書面によるパートナーシップ協議を有すること。

(三) 独立した経営場所を有すること。

(四) パートナーを2名以上有すること。

(五) パートナーが専利代理師資格証を保有しており、かつ専利代理師の実務経験を2年以上有すること。

第十一条 有限責任公司形態の専利代理機構は、開業許可証を申請するにあたり、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

(一) 法律、行政法規及び本弁法第十四条の規定に合致する専利代理機構の名称を有すること。

(二) 書面の会社定款を有すること。

(三) 独立した経営場所を有すること。

(四) 出資者を5名以上有すること。

(五) 五分の四以上の出資者及び会社の法定代表者が専利代理師資格証を保有しており、かつ専利代理師の実務経験を2年以上有すること。

第十二条 弁護士事務所は、開業許可証を申請するにあたり、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

(一) 独立した経営場所を有すること。

(二) 専利代理師資格証を保有するパートナー又は専任弁護士を2名以上有すること。

第十三条 次のいずれかの事由に該当する場合、専利代理機構のパートナー、出資者になってはならない。

(一) 完全な民事行為能力を持たない場合。

(二) 故意による犯罪により刑事処罰を受けた場合。

(三) 専利代理機構において専任で従事できない場合。

(四) 所属の専利代理機構が解散し、又はその開業許可証が取り消され、取り上げられ、まだ完了していない専利代理各業務を適切に処理しなかった場合。

専利代理機構が詐欺、賄賂等の不正な手段で開業許可証を取得したが、法により取り消され、取り上げられた場合、そのパートナー、出資者、法定代表者は処罰決定の日から3年以内に専利代理機構のパートナー又は出資者、法定代表者として新しく就任してはならない。

第十四条 専利代理機構は、一つの名称しか使用できないものとする。弁護士事務所を除き、専利代理機構の名称には「専利代理」又は「知識産権代理」等の文字を含まなければならない。専利代理機構の支部の名称は、専利代理機構の正式名称、支部の所在都市の名称及び「支社」又は「支所」等からなる。

専利代理機構の名称は、全国で使用し中又はかつて使用されたことがある専利代理機構の名称と同一又は近似してはならない。

弁護士事務所が開業許可証を申請する場合は、当該弁護士事務所の名称を使用することができる。

第十五条 専利代理機構開業許可証を申請するにあたり、専利代理管理システムを通じて国家知識産権局に申請書及び次の各号に掲げる申請資料を提出しなければならない。

(一) パートナーシップ企業形態の専利代理機構は、営業許可証、パートナーシップ契約書及びパートナーの身分証明書をスキャンした書類を提出しなければならない。

(二) 有限責任公司形態の専利代理機構は、営業許可証、会社定款及び出資者の身分証明書をスキャンした書類を提出しなければならない。

(三) 弁護士事務所は、弁護士事務所の開業許可証、専利代理師資格証を持つパートナー、専任弁護士の身分証明書をスキャンした書類を提出しなければならない。

申請者はその申請資料の実質的内容の信憑性について責任を負わなければならない。必要な場合、国家知識産権局は申請者に原本の提出を要求し、確認することができる。法律、行政法規及び国务院の決定に別段の規定がある場合を除く。

第十六条 申請資料が本弁法第十五条の規定に合致しない場合、国家知識産権局は申請資料を受け取った日から 5 日以内に、補正すべき全ての内容を一度に申請者に告知しなければならないが、期間を過ぎても告知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものとみなされる。申請資料が揃いかつ法定様式に合致し、又は申請者が要求に従って全ての補正申請資料を提出した場合、当該申請を受理しなければならない。申請を受理し又は受理しない場合、書面で申請者に通知しかつその理由を説明しなければならない。

国家知識産権局は、受理日から 10 日以内に審査し、規定する条件に合致する場合において許可し、申請者に専利代理機構開業許可証を発行しなければならない。規定する条件に合致しない場合、許可せず、書面で申請者に通知しかつその理由を説明する。

第十七条 専利代理機構の名称、経営場所、パートナーシップ契約又は会社定款、パートナー又はマネージングパートナー、出資者又は法定代表者に変更が生じた場合、企業変更登記を行った日から 30 日以内に国家知識産権局に変更手続を申請しなければならない。弁護士事務所の専利代理師資格証を保有するパートナー又は専任弁護士等の事項に変更が生じた場合、司法行政部門が承認した日から 30 日以内に国家知識産権局に変更手続を申請しなければならない。

国家知識産権局は申請を受理した日から 10 日以内に相応の決定を下し、本弁法の規定に合致する事項を変更しなければならない。

第十八条 専利代理機構が国家知識産権局に登録した情報は、市場監督管理部門又は司法行政部門に登録した情報と一致しなければならない。

第十九条 専利代理機構は、解散し又は専利代理業務を取り扱わなくなった場合、まだ完了していない各業務を適切に処理した後に、国家知識産権局で専利代理機構開業許可証の抹消手続を行わなければならない。

専利代理機構は、営業許可証を抹消し、又は営業許可証、開業許可証が取り消され、取り上げられた場合、営業許可証抹消の 30 日前又は取消、取上げ通知書を受け取った日から 30 日以内に委託者に委託契約の解除を通知し、まだ完了していない業務を適切に処理し、かつ国家知識産権局で専利代理機構開業許可証の抹消手続を行わなければならない。全ての専利代理業務を適切に処理しないかぎり、専利代理機構のパートナー、出資者は専利代理師業務従事届出の変更を行ってはならない。

第二十条 専利代理機構は、専利代理業務を取り扱う支部の設立を申請する場合、次の各号に掲げる条件を備えなければならない。

(一) 専利代理業務を取り扱ってから2年が経過した。

(二) 業務に従事する専利代理師を10名以上有し、設立しようとする支部で業務に従事する専利代理師を1名以上有しなければならない、かつ支部の責任者が専利代理師資格証を保有していなければならない。

(三) 専利代理師が同時に2つ以上の支部の責任者を務めてはならない。

(四) 支部の設立を申請する前の3年以内に専利代理行政処罰を受けていない。

(五) 支部の設立を申請する時点で専利代理機構経営異常名簿又は重大違法信用失墜名簿に記載されていない。

第二十一条 専利代理機構の支部は、自己の名義で専利代理事務を取り扱ってはならない。専利代理機構は、その支部の業務活動について法的責任を負わなければならない。

第二十二条 専利代理機構は、支部を設立、変更又は抹消する場合、支部に係る企業又は司法登記手続を完了した日から30日以内に、専利代理管理システムを通じて支部所在地の省、自治区、直轄市の知識産権局に届出を行わなければならない。

届出にあたり、届出表に記入しかつ次の各号に掲げる資料をアップロードしなければならない。

(一) 支部を設立する場合、支部の営業許可証又は弁護士事務所支所の開業許可証をスキャンした書類をアップロードする。

(二) 支部の登録事項を変更する場合、変更後の支部の営業許可証又は弁護士事務所支所の開業許可証をスキャンした書類をアップロードする。

(三) 支部を抹消する場合、各事項を適切に処理した旨の説明文をアップロードする。

第二十三条 専利代理機構は、品質管理、利益衝突審査、苦情処理、年度考課等の業務管理制度及び人員管理、財務管理、人事ファイル管理等の運営制度を構築・健全化し、専利代理師の業務活動における職業道徳、職業規律の遵守状況を監督しなければならない。

専利代理機構の出資者は、国の関連規定を遵守し、専利代理の職業道徳、職業規律を謹んで守り、専利代理業界の正常な秩序を保たなければならない。

第二十四条 専利代理機構は、インターネット上のプラットフォームを通じて専利代理業務の宣伝、引受を行う場合、「中華人民共和国電子商取引法」等の関連規定を遵守しなければならない。

前項の専利代理機構は、そのホームページの目立つ場所に専利代理機構開業許可証等の情報を継続的に公示しかつ適時に更新しなければならない。

第三章 専利代理師

第二十五条 専利代理機構は、自由意志と協議合意の原則に従い、その招聘する専利代理師と労働契約を締結しなければならない。専利代理師は、専利代理機構からの指示を受けて専利代理業務を請け負わなければならない、自ら委託を受けてはならない。

第二十六条 専利代理師は、執業にあたり、次の各号に掲げる条件に合致しなければならない。

(一) 完全な民事行為能力を有すること。

(二) 専利代理師資格証を取得していること。

(三) 専利代理機構における実習から1年が経過していること。但し、弁護士の実務経験又は3年以上の専利審査経験を有する者を除く。

(四) 専利代理機構のパートナー、出資者を務めており、又は専利代理機構と労働契約を締結していること。

(五) 専任で専利代理業務に従事できること。

前項に掲げる全ての条件に合致した日を業務従事開始日とする。

第二十七条 専利代理実習生は、専利代理業務実習を行うにあたり、専利代理機構の指導を受けなければならない。

第二十八条 専利代理師は、初めて業務に従事する場合、業務従事開始日から30日以内に専利代理管理システムを通じて専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に業務従事届出を行わなければならない。

届出にあたり、届出表に記入しかつ次の各号に掲げる資料をアップロードしなければならない。

- (一) 本人の身分証明書をスキャンした書類。
- (二) 専利代理機構と締結した労働契約書。
- (三) 実習評価の資料。

専利代理師は、その届出資料の実質的内容の信憑性について責任を負わなければならない。必要な場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は原本の提出を要求し、確認することができる。

第二十九条 専利代理師は、専利代理機構から離職する場合、業務引き継ぎの手続を適切に行い、かつ離職日から30日以内に専利代理管理システムを通じて専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に解任証明書等を提出し、業務従事の届出の変更を行わなければならない。

専利代理師は、勤務する専利代理機構を変える場合、勤務先を変更した日から30日以内に業務従事届出の変更を行い、専利代理機構と締結した労働契約又は出資者、パートナーの就任証明書をアップロードしなければならない。

所定の期限までに業務従事届出の変更を行わなかった場合は、期限を過ぎても届出変更手続を自発的に履行しなかったものとみなされ、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は確認後に直接変更することができる。

第四章 専利代理業界組織

第三十条 専利代理業界組織は、業界の自律を厳格化し、専利代理機構と専利代理師が法により業務従事を規範化するよう調整・指導し、業界のサービスレベルを継続的に向上させなければならない。

第三十一条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、国の関連規定により専利代理業界組織に対して監督と管理を行う。

第三十二条 専利代理業界組織は、法により次の各号に掲げる職責を遂行しなければならない。

- (一) 専利代理機構と専利代理師の合法的權益を擁護する。
- (二) 業界の自律規範を制定し、業界の自律を強化し、会員に対する考課、奨励及び懲戒を実施し、受け入れた会員の情報と会員に対する懲戒状況を適時に社会に公表する。

- (三) 専利代理機構、専利代理師をとりまとめて専利代理援助サービスを実施する。
- (四) 専利代理師の実習研修、業務研修、及び職業道徳、職業規律教育を企画し実施する。
- (五) 国の関連規定により訴訟代理人として専利代理師を推奨する。
- (六) 専利代理機構による管理制度の整備、専利代理サービス品質の向上を指導する。
- (七) 専利代理機構の実習業務の実施を指導する。
- (八) 専利代理業界の国際交流を展開する。
- (九) 法により遂行すべきその他の職責。

第三十三条 専利代理業界組織は、専利代理業務に従事していない有資格者（非執業会員）制度を構築・健全化し、専利代理師資格証を取得した非執業者の専利代理業界組織への参加、専利代理業界組織業務への参加を奨励し、非執業会員の研修及び交流を強化しなければならない。

第五章 専利代理の監督管理

第三十四条 国家知識産権局は、全国の専利代理機構の年度報告書、経営異常名簿及び重大違法信用失墜名簿の公示業務を調整・指導する。

第三十五条 専利代理機構は、国の関連規定により年度報告書を提出しなければならない。年度報告書は、次の各号に掲げる内容を含まなければならない。

- (一) 専利代理機構の住所、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス等の情報。
- (二) マネージングパートナー又は法定代表者、パートナー又は出資者、専利代理師の氏名、従業員数に関する情報。
- (三) パートナー、出資者の出資額、出資時間、出資方式等の情報。
- (四) 支部設立の情報。
- (五) 専利代理機構がインターネット等の情報ネットワークを通じて専利代理サービスを提供する情報ネットワークプラットフォームの名称、ウェブサイトのアドレス等の情報。
- (六) 専利代理機構の取り扱う専利の出願、専利権無効宣告、譲渡、許諾、紛争の行政処理と訴訟、担保融資等の業務情報。
- (七) 専利代理機構の総資産、総負債、営業総収入、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額等の情報。
- (八) 専利代理機構による海外支部の設立、その従業員による海外の専利代理業務従事資格の取得に関する情報。
- (九) 報告すべきその他の情報。

弁護士事務所は、その従事する専利事務に関する内容のみを提出することができる。

第三十六条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門の職員は、専利代理機構の年度報告書における公示されない内容について守秘しなければならない。

第三十七条 専利代理機構は次のいずれかの事由に該当する場合、国の関連規定により経営異常名簿に記載される。

- (一) 所定の期限までに年度報告書を提出しなかった場合。
- (二) 専利代理機構開業許可証の取得又は年度報告書の提出時に虚偽の情報を提供した場合。
- (三) 名称、執務場所、マネージングパートナー又は法定代表者、パートナー又は出資者を無断で変更した場合。
- (四) 支部の設立、変更、抹消の規定に従った届出手段を行わなかった場合。

(五) 設立条件を満たさなくなり、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門からその是正を命じられたが、期限を過ぎても条件を満たさない場合。

(六) 専利代理機構の公示情報が市場監督管理部門又は司法行政部門における登記情報と一致しない場合。

(七) 登記した経営場所を通じて連絡が取れない場合。

第三十八条 専利代理機構は、次のいずれかの事由に該当する場合、国の関連規定により重大違法信用失墜名簿に記載される。

(一) 経営異常名簿に記載されてから3年経過しても関連義務を履行しなかった場合。

(二) 専利代理業務の新規請負停止命令、専利代理機構開業許可証取上げの専利代理行政処罰を受けた場合。

第三十九条 国家知識産権局は、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門による専利代理機構と専利代理師の業務活動に対する検査、監督を指導する。

専利代理機構が省を跨いで支部を設立する場合、その支部は支部所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門が検査、監督しなければならない。当該専利代理機構所在地の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門はこれに協力しなければならない。

第四十条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、書類検査、実地検査、インターネット監視等の方式で、専利代理機構と専利代理師に対して検査、監督を行わなければならない。

検査の過程において検査対象を無作為に抽出し、法執行検査官を無作為に選任しなければならない。違法・規則違反の状況を発見した場合、速やかに法により処理し、かつ検査、処理の結果を社会に公開しなければならない。既に経営異常名簿又は重大違法信用失墜名簿に記載された専利代理機構に対し、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は実地検査を行わなければならない。

第四十一条 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、次の各号に掲げる事項について重点的に検査、監督を行わなければならない。

(一) 専利代理機構が専利代理業務の取扱条件に合致するか否か。

(二) 専利代理機構のパートナー、出資者及び法定代表者が規定に合致するか否か。

(三) 専利代理機構の年度報告書の情報が真実、完全かつ有効なものか否か、市場監督管理部門又は司法行政部門における公示情報と一致するか否か。

(四) 専利代理機構に本弁法第三十七条に規定する事由があるか否か。

(五) 専利代理機構が業務管理制度と運営制度を構築・健全化したか否か等の状況。

(六) 専利代理師が業務従事条件に合致しかつ届出手続を履行したか否か。

(七) 専利代理開業許可証を取得していない単位又は個人に専利代理業務を無断で展開する違法行為があるか否か。

第四十二条 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、法により検査・監督を行うにあたり、検査・監督の状況と処理の結果を記録し、検査監督者が署名した後にファイリングしなければならない。

当事者は、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門による検査・監督に協力し、尋問を受け、関連状況と資料を事実通りに提供しなければならない。

第四十三条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、違法・規則違反行為のある機構又は人員に対し、警告面談、意見提出を行い、速やかに是正するよう督促することができる。

第四十四条 国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、専利代理機構による専利代理の関連サービス規範の徹底実施を督促し、専利代理機構によるサービス品質の向上を指導しなければならない。

第四十五条 国家知識産権局は、専利代理機構開業許可証の取得、変更、抹消、取消、取上げ等の関連情報、及び専利代理師の業務従事届出、取消、取上げ等の関連情報を適時に社会に公表しなければならない。

国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、専利代理機構の年度報告情報、経営異常名簿、重大違法信用失墜名簿への記載又はかかる名簿からの削除の情報、行政処罰の情報、及び専利代理業務活動に対する検査状況を適時に社会に公示しなければならない。行政処罰、検査監督結果について、国家企業信用情報公示システムに取り入れて社会に公表する。

弁護士事務所、弁護士が専利代理行政処罰を受けた場合、国家知識産権局と省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は情報を関係司法行政部門に通達しなければならない。

第六章 専利代理違法行為の処理

第四十六条 如何なる単位又は個人も専利代理機構、専利代理師の業務活動が法律、行政法規、部門規則の規定に違反したと判断し、又は専利代理業務の無断展開が存在すると判断した場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に苦情を申し立て又は通報することができる。

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は苦情、通報を受けた後に、市場監督管理苦情通報処理弁法、行政処罰手続等の関連規定により調査・処理を行わなければならない。本弁法に別段の規定がある場合を除く。

第四十七条 重大な影響のある専利代理違法・規則違反行為について、国家知識産権局は調整を行い、又は関係する省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門による処理を指定することができる。専利代理違法行為への処理が2つ以上の省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門に関わる場合、国家知識産権局に報告して調整・処理を要請することができる。

省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門による専利代理違法行為の処理業務に対し、国家知識産権局は監督を行う。

第四十八条 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、当地の実情に応じて、専利代理違法・規則違反行為の処理に協力するよう一級下の人民政府の専利業務管理部門に要求することができる。また、法により実際の処理能力がある、公共事務を管理する事業組織に専利代理違法・規則違反行為の処理を委託することができる。

委託側は受託側の行為を監督・指導し、かつ法的責任を負わなければならない。

第四十九条 省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、事件と関係のある証拠を適時、全面的、客観的かつ公正に調査・収集しなければならない。次の各号に掲げる方式で事件の事実を調査・確認することができる。

(一) 当事者に対して書面による意見陳述の提出を要求する。

(二) 当事者を尋問する。

(三) 当事者所在地で実地調査を行い、関連の業務ファイル及びファイル資料を調べることができる。

(四) 必要かつ合理的なその他の方式。

第五十条 事件調査の終結後に、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は、専利代理機構に対して新しい代理業務の請負停止の命令、開業許可証の取上げ、又は専利代理師に対して新しい代理業務の請負停止の命令、専利代理師資格証の取上げの行政処罰を下すべきであると判断した場合、調査結果と処罰の意見書を速やかに報告・送付し、国家知識産権局に処理を要請しなければならない。

第五十一条 専利代理機構が次のいずれかの事由に該当する場合、「専利代理条例」第二十五条に規定する「管理を怠り、重大な結果をもたらした」違法行為に属する。

(一) 故意又は重大な過失により委託者、第三者の利益に損失を与え、又は公共利益を損なった場合。

(二) 異常専利出願行為に従事し、専利業務の秩序を深刻に乱した場合。

(三) 他の専利代理師、専利代理機構を誹謗中傷し、不正な手段をもって業務を誘致し、粉飾・欺瞞の行為があり、業界の秩序を深刻に乱し、関連行政機関から処罰を受けた場合。

(四) 専利審査業務又は専利行政法執行業務の正常な進行を深刻に妨害した場合。

(五) 専利代理師が業務引き継ぎの手続を適切に行わずに専利代理機構から離職し、深刻な結果をもたらした場合。

(六) 専利代理機構開業許可証の情報が市場監督管理部門、司法行政部門における登記情報又は実際の状況と一致せず、要求に従った是正を行っておらず、社会公衆に重大な誤認を生じさせた場合。

(七) 支部の設立、変更、抹消が所定の条件に合致せず又は規定に従った届出を行っておらず、当事者の利益を深刻に損なった場合。

(八) 専利代理師が本人の作成又は審査していない専利出願等の法律文書への署名を黙認し、又は指示し、当事者の利益を深刻に損なった場合。

(九) 専利代理機構の開業許可証を改ざん、転売、貸付、貸与し、業界の秩序を深刻に乱した場合。

第五十二条 次のいずれかの事由に該当する場合、「専利代理条例」第二十七条に規定する「専利代理業務を無断で展開した」違法行為に属する。

(一) 賃貸、借用等の方式で他人の資格を利用して専利代理業務を展開した場合。

(二) 専利代理機構開業許可証を取得せず又は専利代理師業務従事条件に合致せず、専利出願、専利権無効宣告等の関連業務を無断で代理し、又は専利代理機構、専利代理師の名義で業務を誘致した場合。

(三) 専利代理機構の開業許可証又は専利代理師の資格証が取り消され又は取り上げられた後に、専利出願、専利権無効宣告等の関連業務を無断で代理し、又は専利代理機構、専利代理師の名義で業務を誘致した場合。

第五十三条 専利代理師は、自ら署名して取り扱った専利代理業務について責任を負う。本人が取り扱っていない専利事務について、専利代理師は関連法律文書への署名を拒否する権利がある。

専利代理師が専利代理品質等の原因により委託者、第三者の利益に損失を与え、又は公共利益を損なった場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は署名した専利代理師に警告を与えることができる。

第五十四条 国家知識産権局は、関連規定により、専利代理分野における重大信用失墜主体に対する共同懲戒を実施する。

第五十五条 法律、行政法規で専利代理機構の経営活動違法行為の処理について別段の規定がある場合は、その規定に従う。

第七章 付則

第五十六条 本弁法は国家市場監督管理総局がその解釈に責任を負う。

第五十七条 本弁法にいう 20 日以内という期限に関する規定は業務日を指し、法定の休日・祝日を含まない。

第五十八条 本弁法は 2019 年 5 月 1 日から施行する。2015 年 4 月 30 日付で国家知識産権局令第 70 号にて公布された「専利代理管理弁法」、2002 年 12 月 12 日付で国家知識産権局令第 25 号にて公布された「専利代理懲戒規則（試行）」は同時に廃止する。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/bgt/202106/t20210624_331376.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。